

要保護児童の社会的養護に関する実態調査

結果報告書

令和 2 年 12 月
総務省行政評価局

前書き

保護者による児童の虐待や育児放棄、保護者の病気など様々な要因で、家庭で養育できない子供は、都道府県や政令市、中核市などに置かれた児童相談所に一時保護された後、児童養護施設や里親等の下で養育される。いわゆる社会的養護と呼ばれるものである。

社会的養護の下に置かれている子供（要保護児童）は、平成30年度、全国で4万4,258人を数える。少子化の進む我が国であるが、要保護児童の数はこれに見合った減少がみられない現実がある。

要保護児童の半数以上は保護者からの虐待を受けた経験を持っており、身体的暴力のみならず、暴言など心理的虐待や食事を十分与えられないなどのネグレクトなどを受けている。四季に応じた服装をし、食事をし、家族団らんを楽しむ、布団やベッドで就寝する、学校で勉強し、友達と遊び、友情を結ぶ、といった暮らしを十分に経験していない児童もいる。

社会的養護は、心身に傷を負ったり、安定した生活を十分経験していないこうした要保護児童の健全な発達を図る重要なものであり、関係行政機関はこのような目的を踏まえて日常的に取り組を行っている。今回の調査は、様々指摘されている課題のうち、児童への適切な養育の実施及び自立に向けた支援に関する課題である①施設の下で養育中の児童の養育に関する親権者等の同意の取付け、②施設内虐待の発見とその対応、③進学・就職に伴う保護措置の継続・延長や措置解除後の支援（各種の奨学金を除く。）などに焦点を当て、養育現場の実態を調査したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 全体概況と報告書の構成	2
2 一時保護から措置までの対応状況	13
3 被措置児童に対する適切な養育の確保	19
(1) 養育を行う上での親権者等の同意	19
(2) 被措置児童に対する虐待の発見とその対応	29
4 措置の継続・延長、措置終了後の自立支援	40
(1) 高校進学、大学進学、就職時の対応	40
(2) 措置終了後の支援	44
5 資料編	49